

# 神戸市青少年育成協議会開催要綱

令和6年4月1日  
地域協働局長決定

(趣旨)

第1条 青少年の育成および青少年を取り巻く環境づくりにかかる市民や地域団体および市が協働し、情報交換や協議を実施することで、その活動を推進することを目的として、神戸市青少年育成協議会（以下「市青少協」という。）を開催する。

(委員)

第2条 市青少協に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 各区青少年育成協議会又はこれに準ずる組織の代表
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市民代表
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱する委員のほか、市長は必要に応じて警察や学校等関係機関に出席を要請することができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、最長2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長の指名等)

第4条 地域協働局長は、委員の中から会長1名および副会長2名を指名する。

2 会長は、会の進行をつかさどる。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 地域協働局長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、第2項の職務を代行する者を副会長の中から指名する。

(会議の公開)

第5条 会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、地域協働局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
- (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な進行が著しく損なわれると認められる場合

2 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を準用する。

(施行細目の委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は、地域活性課長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前において神戸市青少年育成協議会開催要綱（令和6年3月31日廃止ことも家庭局長決定）第2条に定める委員ならびに第4条第1項に定める会長および副会長について

はその任期の末日まで、この要綱第2条に定める委員ならびに第4条第1項に定める会長および副会長とする。